

平成28年4月1日 環水大自発第1604014号  
改正 平成29年3月28日 環水大自発第1703283号  
改正 平成30年3月29日 環水大自発第1803293号

## 先進環境対応トラック・バス導入加速事業実施要領

### 第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進環境対応トラック・バス導入加速事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、トラックまたはバスの運行における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的とする。

### 第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、事業者が次に掲げるトラックまたはバスであって一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されているもの（以下「先進環境対応トラック」または「先進環境対応バス」という。）を導入する事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

ア 電気自動車

イ 一定の燃費改善効果を有するハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。以下同じ。）

ウ 一定の二酸化炭素排出削減効果を有する天然ガス自動車

### 第3 補助金の交付事業

#### (1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。なお、他の国の補助金を受けている、もしくは受けようとする事業は交付の対象外とする。

#### (2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、補助事業者を除く次に掲げる者（地方公共団体を含む。）とする。

ア トラックを事業の用に供する者。

イ バスを事業の用に供する者。

ウ トラックまたはバスの貸渡し（リース）を業とする者（アまたはイに貸し渡す者に限る。）

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 間接補助事業における導入対象車両の事前登録（別表第2欄（注2）に定める登録をいう。以下同じ。）及び公表

キ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択及び間接補助事業における導入対象車両の事前登録を行うため、委員会を設置し、間接補助金交付先の採否及び導入対象車両の事前登録に関する審査基準を委員会の承認を受けて作成するものとする。

② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択及び間接補助事業における導入対象車両の事前登録を行う。

③ 間接補助金交付先は、環境省水・大気環境局長に報告するものとする。

#### (7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

#### (8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

#### (9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

#### (10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

#### (11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

### 第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の1年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

### 第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

### 第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成29年3月28日から施行する。  
 2 この実施要領による改正後の規定は、平成29年度予算に係る補助金から適用し、平成28年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。  
 2 この実施要領による改正後の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用し、平成29年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
先進環境対応トラック <sup>(注1)</sup> (電気自動車)導入事業	トラックに係る電気自動車の導入を行う事業 <sup>(注2)</sup>	第3(2)アまたはウ(アに貸し渡す場合に限る)に該当する事業者における、トラックに係る電気自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格と第3欄に掲げる経費との差額の2/3 <sup>(注5)</sup>	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
先進環境対応バス <sup>(注1)</sup> (電気自動車)導入事業	バスに係る電気自動車の導入を行う事業 <sup>(注2)</sup>	第3(2)イまたはウ(イに貸し渡す場合に限る)に該当する事業者における、旅客自動車運送事業 <sup>(注3)</sup> 以外の事業の用に供するバスに係る電気自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	同上	同上
先進環境対応	大型トラック	第3(2)アまたは	同規模かつ	同上

トラック <sup>(注1)</sup> (天然ガス自動車) 導入事業	<sup>(注1)</sup> に係る天然ガス自動車を導入する事業 <sup>(注2)</sup> <sup>(注4)</sup>	ウ(アに貸し渡す場合に限る)に該当する事業者における、大型トラック <sup>(注1)</sup> に係る天然ガス自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格と第3欄に掲げる経費との差額の1/2 <sup>(注5)</sup>	
先進環境対応トラック <sup>(注1)</sup> (ハイブリッド自動車) 導入事業	トラックに係るハイブリッド自動車の導入を行う事業 <sup>(注2)</sup>	第3(2)アまたはウ(アに貸し渡す場合に限る)に該当する事業者における、貨物自動車運送事業 <sup>(注3)</sup> 以外の事業の用に供するトラックに係るハイブリッド自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	同上	同上
先進環境対応バス <sup>(注1)</sup> (天然ガス自動車またはハイブリッド自動車) 導入事業	バスに係る天然ガス自動車またはハイブリッド自動車の導入を行う事業 <sup>(注2)</sup> <sup>(注4)</sup>	第3(2)イまたはウ(イに貸し渡す場合に限る)に該当する事業者における、旅客自動車運送事業 <sup>(注3)</sup> 以外の事業の用に供するバスに係る天然ガス自動車またはハイブリッド自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	同上	同上

(注1) トラックについては車両総重量(ベース車両における車両総重量をいう。以下同じ。)2.5t超(このうち車両総重量12t超のものについては大型トラックという。)、バスについては定員11人以上とする。また、トラック及びバスのいずれも、トラックまたはバスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

(注2) 導入対象車両については、以下各号の事項について車両製造事業者からの報告に基づき補助事業者に

において登録された情報により間接補助金交付の審査を行う。当該登録結果は公表することとし、補助事業者において行う当該登録については環境省水・大気環境局長と協議の上で行うものとする。

①車両の型式

②動力構造（電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車）の区別

③車両価格及び同等規模の平成 27 年度燃費基準適合ディーゼル自動車の車両価格（いずれの価格も税抜で、架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車の場合は当該変更前のベース車両の価格とする。）

④生産計画（3年以上の継続した生産及び販売の計画があり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。）

⑤ハイブリッド自動車の構造及び燃費（架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車にあっては、変更前のベース車両における燃費でも可とする。以下同じ。）に関するデータ（バッテリー電力によるモーター駆動が車両駆動力となるもので、かつ、下表第 1 欄の区分ごとに第 2 欄に掲げた燃費改善効果を得られるものであること。）

1 区分			2 燃費改善効果
トラック	大型	車両総重量 12 t 超	平成 27 年度燃費基準+10%程度達成
	中型	車両総重量 7.5 t 超 12 t 以下	
	小型	車両総重量 2.5 t 超 7.5 t 以下	平成 27 年度燃費基準+15%程度達成
バス	大型	車両総重量 3.5 t 超	平成 27 年度燃費基準+10%程度達成
	中型	車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下	
	小型	車両総重量 2.5 t 以下	平成 27 年度燃費基準+15%程度達成

⑥天然ガス自動車の構造及び燃費に関するデータ（トラックにあっては車両総重量 12 t 超であること。

また、平成 27 年度燃費基準適合ディーゼル自動車と比較して概ね 10%以上の二酸化炭素排出削減が可能なものであること。）

(注 3) 貨物自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業、同法同条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業または貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。また、旅客自動車運送事業とは、道路運送法（昭和二十六年法律第 183 号）第 3 条各号に規定する旅客自動車運送事業、または同法第 78 条に規定する自家用自動車による有償での市町村の区域内の住民の運送その他旅客の運送事業をいう。

(注 4) 天然ガス自動車を導入する事業にあっては、間接補助金交付申請書に記載された使用計画において、高速走行を主体とした使用方法により、平成 27 年度燃費基準適合大型ディーゼル自動車と比較して概ね 10%以上の二酸化炭素排出削減を図るものであること。

(注 5) 基準額の算定にあたり、同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格（ハイブリッドトラック及び天然ガストラックにあっては当該価格及び別表第 3 欄に掲げる経費）については、(注 2) の車両製造事業者からの報告において把握された車両価格とし、当該算定にあたっての差額は架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて算定するものとする。